

訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

熊本市医師会在宅ケアセンター

訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書
〈 令和 8 年 6 月 1 日現在 〉

1. 訪問看護事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 熊本市医師会
代 表 者 名	会長 園田 寛
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘 5 丁目 1 5 番 1 8 号 (電 話) 0 9 6 - 3 6 2 - 1 2 2 1 (F A X) 0 9 6 - 3 6 6 - 3 6 2 8

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	一般社団法人熊本市医師会在宅ケアセンター訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘 5 丁目 1 6 番 1 0 号 (電 話) 0 9 6 - 3 6 6 - 7 3 3 9 (F A X) 0 9 6 - 3 6 6 - 7 3 5 9
事 業 所 番 号	4 3 6 0 1 9 0 0 1 3
管 理 者 名	北本 明子

(2) 事業所の職員・勤務体制

職 員	人 数	勤 務 体 制	職 種
管 理 者	1 名	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	看護師
訪問看護師	6 名	〃	看護師・理学療法士
事 務 職 員	1 名	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0	事務職

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市内
---------	------

(4) 営業日

営 業 日	営 業 時 間
平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0
土 曜 日	8 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0
営業しない日	日曜日・祝日・1 2 月 2 9 日 ~ 1 月 3 日

3. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の支援を行います。

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が負担額となります。ご利用者の負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

【 料金表 】

< 保健師・看護師が訪問看護を行った場合 >

所要時間	利用料金	夜間・早朝の加算 (25%)	深夜の加算 (50%)
20分未満	3,140円	785円	1,570円
30分未満	4,710円	1,178円	2,355円
30分以上 60分未満	8,230円	2,058円	4,115円
60分以上 90分未満	11,280円	2,820円	5,640円

※夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)、深夜(午後10時～午前6時)の場合は、1回あたり上記の該当金額を利用料金に加算します。

<理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に寄り訪問>

サービス内容	単位数
20分(1回)	294単位
40分(20分×2回)	588単位

《 その他の加算料金 》

(介護予防) 緊急時訪問看護加算) 24時間連絡体制があり、ご利用者の同意のもと 緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合	1月につき円 (1割の分)
(介護予防) 特別管理加算) 特別な管理を必要とするご利用者(厚生労働大臣 が定める状態にある方に限ります)に対してサー ビスの実施にあたり計画的な管理を行う場合 (1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けてい る状態や留置カテーテル等を使用してい る状態 (2) 在宅療養指導管理を受けている状態 や真皮を超える褥創の状態であること	1月につき (1) 500円 (1割の分) (2) 250円
(介護予防) サービス提供体制強化加算) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているも のとして県知事に届け出た事業所が、訪問看護を 行う場合	1回につき6円 (1割の分)

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、金額はご利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合ご利用者は、1カ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス利用票と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	利 用 料
訪問時間が1時間30分以上に及ぶ場合	30分毎 1,000円
ご希望により死亡後のお世話をする場合	10,000円

(3) 交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

(4) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、ご利用者の負担となります。

(5) キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までご連絡がなかった場合	1回 1000円
--------------------	----------

(6) 利用料等のお支払い方法

前月分の請求額を、毎月26日にご指定の口座より引き落とさせていただきます。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護事業は、老人保健法、健康保険法、介護保険法等（以下「法」という）に基づく指定訪問看護を提供することにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに、その生活の質の確保に努めることを目的とする。

(2) 運営方針

熊本市医師会在宅ケアセンター訪問看護ステーションは、高齢化社会に順応した老人保健福祉の向上のために、他の医療、保健又は福祉サービスとの密接な連携を図り、良質の在宅ケアサービスを提供するものである。

(3) その他

事 項	内 容
訪問看護計画の作成 及 び 事 後 評 価	看護師が、ご利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びご利用者の希望を踏まえて訪問看護計画を作成いたします。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、（サービス報告書）に記載してご利用者に説明のうえ交付します。
従 業 員 研 修	年12回以上 訪問看護に関する研修を行っています。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

ご利用者相談窓口	窓口責任者 北本 明子 ご利用時間 9：00～17：30 ご利用方法 電話 096－366－7339 面接 当事業所
----------	--

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族など）、居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

主 治 医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

居宅介護支援事業者等	事業所名 及び 所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	

8. ご利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者等が交付するサービス利用票を提示してください。

9. 高齢者虐待防止のための指針

1 基本方針 熊本市医師会在宅ケアセンター訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支

援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指を定める。

2 高齢者虐待の定義

（１） 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（２） 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（３） 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４） 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（５） 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置

（１） 苦情処理の徹底

ステーション内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

（２） 虐待防止検討委員会の設置

① ステーションは、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、ステーションが開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

③ 委員会は必要に応じて担当者が招集する。

④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確 実な防止策に
関すること

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

（３）職員研修の実施

① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的 内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、ステーションにおける虐待防止の徹 底を図るものとする。

② 具体的には、次のプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

③ 研修の開催は、年１回以上とする。

④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

（４）その他の取り組み

① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがかねない不適切なケアの 発見・改善

② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

③ 本指針等の定期的な見直しと周知

④ 職員の責務 職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

⑤ 指針の閲覧 「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでもステーション内で閲覧できるようにする。

10. 処遇改善等加算の算定について

当事業所では、介護保険法に基づき、介護職員等の処遇改善及び質の高いサービスの提供を目的として、介護報酬上の「介護職員等処遇改善加算」を算定しています。

・加算は、介護保険法令で定める所定単位数に対して算定します。

・利用者負担額は、利用されたサービスの単位数および介護保険の負担割合に応じて決定します。

・介護保険改定等により加算区分又は加算率が変更となる場合があります。その際は、予め重要事項説明書等によりご説明いたします。

（加算の目的）

介護職員等処遇改善加算は、介護従事者等の賃金改善や職場環境の向上、人材確保・定着を目的として国が設けた制度で、当事業所では、本加算を活用し、職員の処遇改善及びサービスの質の向上に取り組んでいます。

附則 本指針は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。